

令和6年4月1日から

おたふくかぜワクチン接種費用の一部を助成します

おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染によって起こり、髄膜炎や難聴などの重い合併症を引き起こす可能性がある感染症です。ワクチンを接種することで発症率低下や重症化を予防することができます。

対象

- ①生後12月（1歳）から生後24月（2歳）までの間にある子
 - ②小学校就学前の1年間(年長児相当)にある子
- ※令和6年4月1日以降に接種した費用が対象となります。

申請方法

1. 医療機関で申請書を記入し、接種を受ける。
 2. 医療機関の定める接種料金から助成金額(2,000円)を引いた額を支払う。
- ※赤ちゃん訪問または転入手続き時にお渡しした氏名のラベルシール、母子健康手帳をご持参ください。

助成額

1回につき2,000円

1人各年齢ごとに1回ずつ、計2回まで

実施医療機関

市内実施医療機関及び榛原・志太医師会加入の医療機関

※市と契約していない医療機関で接種した場合、医療機関に接種費用を全額支払ってください。その後、健康づくり課の窓口で償還払いの申請をしていただきます。母子健康手帳、領収書、振込口座がわかる通帳、印鑑を持参し、健康づくり課へお越しください。

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づかない任意接種となります。日本小児科学会では、1歳と小学校就学前1年間の2回接種を推奨しています。かかりつけ医等にご相談の上、予防接種の効果や副反応等をご理解いただいた上で判断し、接種してください。

お問い合わせ

島田市健康づくり課 電話：0547-34-3282、34-3281